

# 職場における化学物質等の管理のあり方 に関する検討会中間とりまとめ（案）

令和2年12月23日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

## &lt;目次&gt;

<b>1 検討会の趣旨・開催状況</b>	3
(1) 趣旨	3
(2) 参集者	3
(3) 開催状況	4
<b>2 これまでにまとまった検討結果</b>	5
(1) 職場における化学物質管理を巡る現状認識	5
ア 労働災害の発生状況	5
イ 有害作業に係る化学物質の管理状況	5
ウ 中小企業における状況	5
エ 諸外国における化学物質管理	5
(2) 化学物質規制体系の見直し（自律管理を基軸とする規制への移行）	5
ア GHS分類済み危険有害物の管理	5
イ GHS未分類物質の管理	7
ウ 労使等による化学物質管理状況のモニタリング	8
(3) 化学物質の危険性・有害性情報の伝達の強化	8
ア ラベル表示・SDS交付を促進するための取組	8
イ SDS記載内容、交付方法等の見直し	9
ウ 譲渡・提供時以外の場合における危険性・有害性情報の伝達の強化	10
エ 支援措置等	10
(4) 労働者の意識啓発・教育の強化	11
ア ラベル等に関する教育の強化	11
イ リスクアセスメントへの労働者の参画	11
(5) 中小企業に対する支援の強化	11
ア 化学物質管理に関するガイドラインの策定	11
イ 専門家による支援体制の整備	11
ウ 化学物質管理を支援するインフラの整備	12
<b>3 今後の検討事項</b>	12
(1) 検討会における検討事項	12
(2) ワーキンググループにおける検討事項	12
<b>4 検討スケジュール</b>	12

## 1 検討会の趣旨・開催状況

### (1) 趣旨

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質による労働災害も頻発している状況にある。また、オルトトリイジンによる膀胱がん事案、MOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示やSDS交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACHという仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

### (2) 参集者

#### ア 検討会 ※○：座長

明石 祐二	（一社）日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
○城内 博	日本大学理工学部特任教授
高橋 義和	U Aゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会常務理事
永松 茂樹	（一社）日本化学工業協会常務理事
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC 連合副事務局長

#### イ ワーキンググループ（検討事項のうち技術的事項について検討） ※○：座長

植垣 隆浩	三菱ケミカル（株）プロダクト・スチュワードシップ推進部製品 規制管理グループグループマネージャー
梅田 真一	（一社）日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部長
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授

甲田 茂樹	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	日本大学工学部特任教授
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFE スチール (株) 安全健康部主任部員 (副部長)
山口 忍	DIC (株) レスポンシブルケア部化学物質情報管理グループグループマネージャー

### (3) 開催状況

#### ア 検討会

令和元年	9月 2日 (火)	第1回開催
	10月18日 (火)	第2回開催
	12月 6日 (水)	第3回開催
	12月26日 (水)	第4回開催
令和2年	2月 5日 (水)	第5回開催
	5月27日 (水)	第6回開催
	7月16日 (水)	第7回開催
	8月26日 (水)	第8回開催
	9月30日 (水)	第9回開催
	11月 6日 (水)	第10回開催
	12月23日 (水)	第11回開催 (中間とりまとめ)

#### イ ワーキンググループ

令和2年	10月20日 (火)	第1回開催
	11月17日 (火)	第2回開催
	12月23日 (水)	第3回開催

## 2 これまでにまとまった検討結果

### (1) 職場における化学物質管理を巡る現状認識

職場における化学物質管理を巡る現状等について、以下を共通認識とした。

#### ア 労働災害の発生状況

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質等の個別管理物質を原因物質とするものは約2割で、規制対象外の物質による労働災害が多い。

国のリスク評価により個別管理物質への追加が決まると、当該物質の使用をやめて、危険性・有害性を十分確認・評価せずに規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生している。

#### イ 有害作業に係る化学物質の管理状況

作業環境測定の実施が義務付けられている事業場のうち、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向にある。

リスクアセスメントの実施率は平成29年調査時点で約53%にとどまり、実施しない理由は「人材がない」が最多で約55%、次いで「方法が分からない」が約35%である。

#### ウ 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、必要最低限の措置すら行われていない中小企業も多い。

特に中小企業において、有害作業やラベル、SDSに対する労働者の理解が低い。

#### エ 諸外国における化学物質管理

欧州及び米国は、GHS分類で危険性・有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象である。

欧州は、個別規制はしていないが、危険性・有害性のある全ての化学物質についてリスクアセスメントが義務となっていること。また細かい流通規制が行われている。

米国は、個別規制やリスクアセスメントの義務付けはしていないが、インダストリアル・ハイジニストの判断が重視されている。

### (2) 化学物質規制体系の見直し

職場における化学物質管理を巡る現状認識を踏まえ、有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、個別管理物質（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の対象物質）に追加していくというこれまでの仕組みを、以下の仕組みに見直すことが適当である。

#### ア GHS分類済み危険有害物の管理

## (ア) GHS 分類済み危険有害物に対する情報伝達及びリスクアセスメントの義務

国は危険性・有害性に関する情報の収集等を行い、GHS 分類及びその更新を継続的に行うこととし、国による GHS 分類の結果、危険性・有害性の区分がある全ての物質（「GHS 分類済み危険有害物」という。）をラベル表示・SDS 交付の義務対象とした上で、危険性・有害性情報に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施を義務付ける。

このため、国は全ての GHS 分類済み危険有害物を労働安全衛生法第 57 条の規定に基づくラベル表示及び第 57 条の 2 の規定に基づく SDS 交付の義務対象に追加する政令改正を行うとともに、GHS 分類済み危険有害物に対するモデルラベル・SDS の作成及びその更新を継続する。なお、ラベル表示及び SDS 交付の義務対象物質の拡大は、以下のものを優先して行うこととする。

- ① 高い区分の有害性がある化学物質（発がん性の高いものから優先し（IARC のグループ 1 → 2 A → 2 B の順で優先する）、次にその他の有害性の区分が高いものを優先する）
- ② これまでに労働災害を発生させた化学物質
- ③ 日本国内での輸入量、生産量が多い化学物質
- ④ 蒸気圧が高いものなど、ばく露リスクが高い化学物質

## (イ) 労働者が吸入する有害物質の濃度を管理する義務

GHS 分類済み危険有害物について、発散源をできるだけ密閉化するとともに、換気等により、作業場の気中濃度をできるだけ低下させること、作業方法や物質の蒸気圧などに応じて適切な呼吸用保護具を使用させること等、事業者が自ら選択する手段を講じることにより、労働者が吸入する有害物質の濃度をなるべく低くすることを義務付ける。

なお、以下①のばく露限界値が設定できる物質にあっては、労働者が吸入する有害物質の濃度が当該基準以下となるような措置を講ずることを義務付ける。また、以下②の暫定ばく露限界値（仮称）の法令上の位置づけについては、引き続き検討する。

### ① ばく露限界値が設定できる物質

国等が収集した有害性情報に基づき、ばく露限界値が設定できる物質は、当該ばく露限界値を法令上の基準として示す。

### ② 暫定ばく露限界値（仮称）が適用される物質

ばく露限界値を設定するための情報が十分に得られていない物質で、暫定ばく露限界値（仮称）が適用される物質は、当該暫定ばく露限界値（仮称）を基準として示す。

## (ウ) 直接接触の防止義務（皮膚刺激・皮膚吸収による有害性等のある物質）

GHS 分類済み危険有害物のうち、皮膚・眼刺激性や皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性の情報が得られている物質を、密閉系ではない方法で取り扱う場合は、できるだけ直接接触しない作業手順を採用するとともに、労働安全衛生規則第 594 条の規定に基づき、皮膚障害等防止用の保護具の使用を義務付ける（現行の労働安全衛生規則第 594 条の保護具の備え付け義務を使用義務に見直す）。

※ 保護具の選定に当たり必要な情報は、化学物質のメーカー、保護具のメーカー、研究機関等が協力して調査研究、収集し、国において公表・共有する。

### **(エ) 労災多発の場合等の製造・使用制限等**

GHS 分類済み危険有害物のうち、労働災害が多発するなど管理使用が困難と認められる物質又は特定の作業については、以下の対応を国において検討し、必要な措置を講じる。

- ① 当該物質の製造・使用等を禁止する。
- ② 当該物質の製造・使用等を許可制とする（個別に製造、使用方法を審査して、審査基準をクリアしたものだけ製造・使用等を可能とする）。
- ③ 特定の作業について労働災害が集中して発生するなどリスクが高いと考えられる場合は、当該作業のみ禁止又は許可制とするか、ばく露防止のための手段を指定する。

### **(オ) 特定化学物質障害予防規則等の既存の規制の取扱い**

GHS 分類済み危険有害物のうち、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の個別の規制で管理方法が具体的に定められているものについては、これらの規定に基づく管理を引き続き適用する。

ただし、以下の要件を満たす事業者については、個別に労働基準監督署長等が認定した上で、上記（ア）～（ウ）に基づく管理を認める（特定化学物質障害予防規則等の適用を除外する）。なお、具体的な要件は別途国が定める。

- ① 一定の期間の実務経験を有するインダストリアル・ハイジニスト、衛生工学衛生管理者など化学物質管理に関する高い専門性を有する人材が、作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じて十分な人数配置されていること。
- ② 一定期間、当該物質による労働災害を発生させていないこと。
- ③ 一定期間、当該物質による有所見者を発生させていないこと。
- ④ 一定期間、当該物質を良好な状態で維持管理できていること。

## **イ GHS 未分類物質の管理**

危険性・有害性に関する情報が少ないため、国による GHS 分類が行われていない物質（以下「GHS 未分類物質」という。）については、ア（イ）（暫定ばく露限界値（仮称）が設定されているもの場合は（イ）②も含む）及び（ウ）（密閉系

ではない方法で取り扱う場合に限る)による管理を義務付ける。

## ウ 労使等による化学物質管理状況のモニタリング

### (ア) 管理状況に関する労使等によるモニタリング

企業において適切に自律管理が実施されることを担保するため、以下を義務付ける。

- ① 衛生委員会において、自律管理の実施状況(リスクアセスメントの実施結果、労働者のばく露の状況、保護具の選択、使用を含む措置の実施状況等を想定。以下同じ。)を労使で共有し、調査審議を行うこと。
- ② 労働者数50人未満の事業場においては、化学物質の製造・取扱い作業に従事する全ての労働者に対して、自律管理の実施状況を共有するとともに、自律管理についてこれらの労働者から意見を聞く機会を設けること。
- ③ 自律管理の実施状況を記録し、一定期間(リスクアセスメントの実施結果については、次にリスクアセスメントを実施するまでの間)保存すること。
- ④ 化学物質の取扱いの規模が一定以上の企業は、定期的に、自律管理の実施状況について、インダストリアル・ハイジニスト等の専門家の確認・指導を受けること。

### (イ) 健康影響に関するモニタリング

既に健康診断の実施が義務付けられている特定化学物質、有機溶剤等を除き、化学物質による健康影響の確認等は以下の仕組みとする。

- ① 健康診断の実施の要否はリスクアセスメントに基づく労使の判断(産業医等がいる場合はその判断)に委ねることとし、健康診断を実施する場合は、健診項目は健診を実施する医師又は産業医の判断に委ねる。
- ② 労働者がばく露限界値を超えてばく露した可能性がある等必要な場合は、臨時の健康診断を実施しなければならないこととする(健診項目は健診を実施する医師又は産業医が判断)。
- ③ 化学物質を製造・取扱う作業に従事する労働者については、年に1回実施する一般定期健康診断の間診において、化学物質の取扱い状況等を労働者から聴取した上で、健康への影響の有無について特に留意して確認する。

## (3) 化学物質の危険性・有害性情報の伝達の強化

今後の化学物質管理の基本となる化学物質の危険性・有害性等に関する情報の伝達を強化するため、以下の取組を進めることが適当である。

### ア ラベル表示・SDS 交付を促進するための取組

#### (ア) ラベル表示等の義務から除外される一般消費者向け製品の範囲の明確化

ラベル表示及びSDS 交付義務の対象から除外される「主として一般消費者の生

活の用に供するためのもの」は、以下の①～⑤に掲げるものに加えて、家庭用品品質表示法に基づく表示がなされているものであることを明確化し、これら以外の製品は、明らかに一般家庭以外で用いられる可能性がないものを除き、流通形態によらず（一般店舗販売やインターネット販売を含め）、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務対象とするよう通達を見直す。

- ① 医薬品医療機器法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にはならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ④ 表示・通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
- ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品

#### **(イ) 行政、労使等の協力によるラベル表示等の社会への浸透**

ラベル表示・SDS 交付義務対象以外の化学物質であっても、事業者による GHS 分類において危険性・有害性区分がある物質については、ラベル表示・SDS 交付が努力義務であることの周知をさらに徹底し、化学物質の流通においてはラベル表示・SDS 交付が伴うことが基本であるという考え方を、行政、業界、労働組合が協力して広める。

#### **(ウ) 違反事業者に対する対策の強化**

メーカー、輸入業者、商社、中間卸業者を含め、化学物質の流通時のラベル表示・SDS 交付について周知啓発を強化し、法令違反を是正しない場合は、当該製品を使用する事業者や労働者に注意喚起をする観点から、対象製品名等を公表するなど、指導を強化する。

### **イ SDS 記載内容、交付方法等の見直し**

#### **(ア) SDS の記載項目の追加**

労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づき SDS に記載すべき項目として、「推奨用途と使用上の制限」を追加する。なお、この項目には、当該化学物質を譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載すれば足り、譲渡又は提供相手の使用方法等を網羅的に把握することを求めるものではない。

#### **(イ) SDS の記載内容の定期的な更新の義務化**

SDS の交付義務対象物質を譲渡・提供する者は、自らが交付する SDS の記載内容について、危険性・有害性に関する情報の更新状況を定期的に確認しなければならないこととし、更新されている場合は SDS を再交付しなければならないこととする。

#### **(ウ) SDS 交付方法の拡大**

SDS 交付（再交付を含む）の手段として、交付相手が容易に確認可能な方法であれば、事前に交付相手の了解を得なくても、インターネットを通じて伝達する方法（例えば、容器に QR コードを印字し、それを読み取ることで SDS の内容が確認できる方法や商品を販売するホームページ等で SDS の内容を閲覧できるようにする方法も含む）も可能とする。

## ウ 譲渡・提供時以外の場合における危険性・有害性情報の伝達の強化

### （ア）移し替え時等の危険性・有害性情報の表示の義務化

購入した GHS 分類済み危険有害物を事業場内で他の容器に移し替える時又は自ら製造した GHS 分類済み危険有害物を容器に入れるときは、当該容器による譲渡又は提供を意図しない場合であっても、ラベル表示その他の方法により、当該容器を取り扱う労働者に内容物の種類及びその危険性・有害性が伝わるようにしなければならないこととする。

### （イ）設備改修等の外部委託時の危険性・有害性情報伝達の義務拡大

GHS 分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う設備に係る作業（設備の改修、清掃等）を外部に委託する場合に、請負人に対し、その設備で取り扱っていた化学物質の危険性・有害性や作業について注意すべき事項などを記載した文書を交付しなければならないこととする（労働安全衛生法第 31 条の 2 及び同法施行令第 9 条の 3 の規定により、化学設備（一定の危険物を製造・取り扱う設備）及び特定化学設備（大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質（特定第 2 類物質及び第 3 類物質）を製造・取り扱う設備）については、当該物質の危険性・有害性や作業について注意すべき事項などを記載した文書を請負人に対して交付する義務があるが、当該義務対象を他の GHS 分類済み危険有害物まで拡大する）。

化学廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合などに、当該廃棄物に含まれる化学物質の危険性・有害性等の情報が適切に伝達されるよう、廃棄物データシート（WDS）の仕組みと連携を図る。

## エ 支援措置等

### （ア）危険性・有害性情報の利活用のためのプラットフォームの整備

危険性・有害性の最新情報について、クラウド等でデジタル情報として共有・活用できるようなプラットフォームづくりを関係省庁・機関で連携して進める。

### （イ）業界団体・企業における取組の支援

現在、日本化学工業協会で行われているサプライチェーンを通じたリスク情報の共有を促進する観点から、先進的な取組を行う企業・団体の表彰等の制度等により支援する仕組みを検討する。

#### (4) 労働者の意識啓発・教育の強化

化学物質へのばく露防止を確実なものとするためには、作業に従事する労働者自身も、自らが取扱う化学物質の危険性・有害性（ハザード）を正しく理解し、作業において生じうるリスクを正しく認識し、正しい作業方法を遵守し、保護具を適切に使用することが重要であることから、以下の取組を進めることが適当である。

##### ア ラベル等に関する教育の強化

###### (ア) 作業に従事させる場合のラベル等に関する教育の義務化

労働安全衛生法第 59 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく雇い入れ時教育及び作業内容変更時教育の教育事項に以下の事項を追加する。

- ① ラベルの内容（情報が不足しており危険性・有害性に関する GHS 分類が「分類できない」とされている部分がある場合はその意味、ラベルがないなど危険性・有害性が不明な場合はその意味（最大限のばく露回避措置が必要であること）を含む）
- ② 作業上の注意点
- ③ 保護具を使用させる場合は、その意義及び使用方法（フィットテストの意味を含む）

###### (イ) 早期のラベル教育の検討

学校教育など、早い段階からのラベル教育の導入について検討を進める。

##### イ リスクアセスメントへの労働者の参画

SDS に基づいて行う化学物質のリスクアセスメントには、作業に従事する労働者を参画させなければならないこととする。

#### (5) 中小企業に対する支援の強化

化学物質に関する知識や人材が十分でない中小企業が、適切に化学物質管理を行うことができるよう、以下の取組を進めることが適当である。

##### ア 化学物質管理に関するガイドラインの策定

特に管理が困難と考えられる物質や、危険性・有害性（ハザード）が高い物質については、中小企業等における管理の参考となるよう、標準的な管理方法をまとめたガイドラインを、国が研究機関や業界団体と協力して示す。

##### イ 専門家による支援体制の整備

国は、日本化学工業協会等の業界団体の協力も得て、化学工業等の民間企業の OB 等を活用し、地域ごとに、化学物質管理に関する高い専門性や豊富な経験を有する人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討する。

## ウ 化学物質管理を支援するインフラの整備

国は、スマートフォンやタブレット等を活用して、専門知識がなくても化学物質管理が容易に実施可能な、簡易な管理支援システムを開発するとともに、化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備について検討する。

混合物について、中小企業等でも混合物の SDS 作成が簡易に行えるようなツールを開発する等、国等が混合物の SDS 作成支援を行う。

## 3 今後の検討事項

### (1) 検討会における検討事項

検討会においては、今後以下の事項について検討を進めることとする。

- ① 化学物質管理を支える専門人材の確保・育成
- ② 特定化学物質障害予防規則等に係る課題への対応
  - ・ ばく露リスクに応じた健康診断の実施頻度等の見直し
  - ・ 気中濃度を管理濃度以下に維持することが技術的に困難な場合の対策
- ③ 遅発性疾病の把握方法等
- ④ ワーキンググループにおける検討事項（ワーキンググループとりまとめの報告を受けた後に検討）

### (2) ワーキンググループにおける検討事項

ワーキンググループにおいては、今後以下の事項について検討を進めることとする。

- ① 国による GHS 分類の進め方
- ② ばく露限界値及び暫定ばく露限界値（仮称）の設定方法
- ③ 化学物質に関する有害性情報の収集等のあり方

## 4 今後のスケジュール等

- 本中間とりまとめを踏まえ、法令改正等の対応を進めるのに必要な結論が得られたものについては、厚生労働省において法令改正等を進めることが適当である。
- 引き続き検討する事項については、来年夏頃を目途に検討（ワーキンググループにおいて検討する事項については、ワーキンググループのとりまとめ結果の報告を受けて検討）を進め、最終とりまとめを行うこととする。